

---

## 平成25年第5回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成25年9月26日(木)

---

### 1. 議事日程第5号

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 2 討論
  - 第 3 採決
  - 第 4 議員派遣について
  - 第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 第 6 議員発議  
意見書(案)の提出について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員派遣について
  - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 日程第 6 議員発議  
意見書(案)の提出について
- 

### 出席議員(16名)

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宿 利 忠 明 | 2 番  | 大 谷 徹 子 |
| 3 番  | 石 井 龍 文 | 4 番  | 廣 澤 俊 幸 |
| 5 番  | 中 川 英 則 | 6 番  | 尾 方 嗣 男 |
| 7 番  | 菅 原 一   | 8 番  | 河 野 博 文 |
| 9 番  | 秦 時 雄   | 10 番 | 松 本 義 臣 |
| 11 番 | 清 藤 一 憲 | 12 番 | 宿 利 俊 行 |

13番 藤本勝美

14番 片山博雅

15番 繁田弘司

16番 高田修治

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一

議事係長 小野英一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 朝倉浩平

副町長 小幡岳久

教育長 秋吉徹成

総務課長 河島公司

まちづくり  
推進課長 麻生太一

環境防災課長兼  
基地対策室長 藤林民也

税務課長 帆足浩一

福祉保健課長 江藤幸徳

住民課長 衛藤善生

建設水道課長兼  
公園整備室長 平井正之

農林業振興課長兼  
農業委員会  
事務局長

梅木良政

商工観光振興  
課長 村木賢二

会計管理者兼  
会計課長 本松豊美

人権同和啓発  
センター所長 山本五十六

教育総務課長 穴本芳雄

学校教育課長 米田伸一

社会教育課長兼  
中央公民館長兼  
わらべの館館長

湯浅詩朗

総務課主幹 秋吉正彦

---

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成25年第5回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、陳情1件について、9月19日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち陳情1件について現地調査を行いました。現地調査終了後、委員会次第により議案第57号から審査を行いました。

1 議案第57号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年9月22日付で議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度までの6カ年）に変更が生じたため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第62号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,705万9,000円とするものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）高速ブロードバンド事業実施期間が短縮された場合、玖珠町負担分の支払いも変更されるのか。また、加入者に対するサービスはどのようなものが可能か。

（答）事業実施期間が短縮されればそれに応じた支払いになります。その際、補正予算の必要が生じることも想定されますので、適切に対応していきたいと考えています。加入者に対するサービスについては、加入時負担金のことなどと合わせて、今後内容の検討、公開を行ってまいります。

（問）道の駅管理費の委託料325万5,000円は、道の駅の増改築工事に伴うものと思われるが、当初の建設時に消防法に適合した範囲で整備を行っているが、増築しても大丈夫か。

（答）道の駅の増改築を行うための設計委託料です。事務室の改修及び増築分については、芝生部分へ別棟とする計画であり、消防法等に適合した整備を行います。

（問）土木費の急傾斜対策事業の内容は。

（答）土木総務費に計上分の委託料180万円が、市町村営急傾斜地崩壊対策事業を実施する予定3カ所（倉ヶ峠、小清原、鹿倉）分の測量設計費であり、負担金100万円は県単事業で行う戸畑井原地区の事業費増加に伴う町負担金の増加分であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 陳情第7号 養護老人ホーム「亀鶴苑」の建て替えに伴う陳情について

本陳情は、玖珠町大字大隈325番地、社会福祉法人玖珠会理事長熊谷治海氏より提出されたものです。

本陳情の要旨は、平成19年4月より玖珠郡老人養護組合より譲渡され、社会福祉法人玖珠会が運営している養護老人ホーム「亀鶴苑」の安全な場所への移転建て替えにご理解とご配慮のお願いであり

ます。

現地調査は、亀鶴苑武石苑長他より以下2点の陳情内容の説明を受け、施設周辺の状況の調査を行いました。

①譲渡時の民営化募集要項及び譲渡契約書などでは、譲渡後も同じ場所で養護老人ホームを継続運営することになっています。しかし、現地を調査すると施設は道路よりも低く、横に流れている川は幅も狭く、水面と施設との高さもない状況であります。

②昨今の異常気象によるゲリラ豪雨等の発生は、想定できるものではありません。

審査は担当課長（福祉保健課長）出席のもと行いました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）経営移譲を契約した当時の現地建て替え方針に固執している理由は何か。

（答）平成19年4月から社会福祉法人玖珠会に経営移譲した折に、3年以内に現地建て替えを実現することは周知のとおりです。その後、法人と玖珠町・九重町の三者で亀鶴苑運営協議会を4回開催し、施設建て替え等について協議してきました。その間、法人の現地では安心安全が確保できないという意見がある一方、九重町は現地建て替えを前提に経営を引き継いだこと、足立氏の寄附により設立した背景もあり、現地で建て替えの意見から、結論が出ずに今日に至ったようであります。玖珠町は、同協議会に出席するものの経営引き継ぎ時の経緯から現地建て替えを基本に、現地以外の案については、九重町と法人との協議の成り行きを見てきたようであります。

（問）現在の玖珠町の立場はどうか。

（答）老朽化は以前から伺っていましたが、先日現地を見てその深刻さに驚いています。特に、床下、浴場、機械器具等多くの修理、修繕箇所があり、法人側の負担は計り知れず、入居者の処遇と働く側の環境を改善するには、早急な建て替えが必要と感じたところであります。また、現地建て替えの場合は仮設が必要であり、不要な経費がかさむため、安全安心が確保できる場所への移転が望ましいと感じています。

（問）施設整備等に対する町の負担はどうか。

（答）施設整備には、国・県の補助があると思うが、用地については法人が確保しなければならないと思います。町の負担については、補助基準に沿った補助と特殊事情を考慮した単独の補助が考えられます。

委員会は、玖珠郡老人養護組合と社会福祉法人玖珠会とは譲渡契約を交わしていますが、人の命を優先することを考え、本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案2件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会報告。

平成25年第5回玖珠町議会定例会において、審査の付託を受けました議案3件、陳情1件について、9月19日執行部出席のもと全委員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち陳情を受けた「唐杉自治区集落内道路の町道編入に伴う陳情」の現地調査を行い、調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第59号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、町が県から買い上げたグリーンビュー田中の大規模改修工事が完成し、買い上げ等に伴う条例の改正が必要なため改正するものです。

委員より特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第60号 町道路線の認定について

本案は、平成19年に提出された要望書で、玖珠町大字塚脇字豆田407番地1先から同410番地6先までの192メートルで、一部道路の抵当権が消滅したことにより町道に認定するものです。

委員より特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第63号 平成25年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

本案は、北山田簡水の漏水対策、田の口のポンプの取りかえ及び綾垣地区の認可に伴う費用で、一般財源から繰り入れ453万4,000円を追加補正するものです。

委員から、綾垣地区の範囲について質問があり、執行部から上丁、中丁、小城、古後、下綾垣までの回答がありました。

また、家への引き込みについての質問については、水道委員会に諮りながら地元の説明していくと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 陳情第8号 「唐杉自治区集落内道路の町道編入に伴う陳情書」について

本陳情は、玖珠町大字山田1617の2、唐杉自治委員、野上靖洋氏、同道路建設委員長、野上利明氏より提出された町道唐杉線から分岐した約270メートルの町道編入の陳情です。

この道路は、交通の不便さを解消するため地権者が公衆用道路として集落に提供したもので、これまで地区住民で道路整備をしてきましたが、道路の損傷はひどく、消防車両、救急車両、生活物資などの通行に支障を来し、あわせて高齢化が進み維持管理が困難であることから、町道に編入していただきたいとの陳情です。

委員から、最終地点が行きどまりになっているが、現状のままでよいのかとの質問があり、執行部より巡回場所の確保が必要であるが、地元で対策することを了解済みであるとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

その他、付託議案外ですが、唐杉の陳情箇所を現地調査後、カワベルランドくすが集客の一つとして敷地内の駐車場に導入したゴーカート場を視察しました。まだ認知度が行き届いていないようですが、今後、積極的にPR活動を展開し、集客者の獲得に努め、カワベルランドくすが繁栄していくことを期待するものです。

以上で、産業建設常任委員会に付託を受けました議案3件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。

文教民生常任委員会の報告を行います。

文教民生常任委員会報告。

平成25年第5回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、陳情1件について、9月19日執行部出席のもと全員で審査した結果を報告します。

#### 1 議案第58号 玖珠町子ども・子育て会議条例の制定について

本案は、子ども・子育て支援法第77条第3項の規定に基づき、玖珠町子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提出するものであると執行部より説明がありました。

委員より、委員の構成及び内容についての質問がありました。執行部より、人数は15名以内で子育て当事者である保護者、幼稚園・保育園の先生、小学校校長、医師、4地区からの代表ほかで構成したい。また内容については認可保育所の定員、待機児童解消に向けた支援、日出生・山浦・古後等の地域課題、来年度策定する子ども・子育て支援計画に意見をいただくためでありますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### 2 議案第64号 平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,773万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,917万6,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、退職被保険者の給付増と前年度の国庫補助金の確定による返納金であると

の説明がありました。委員より、運営について①現在の基金状況は、②加入者数はどのくらいかとの質問がありました。執行部より、①については、平成24年度末は約6,600万円ですが、今年度1,424万5,000円繰り入れしたので約5,200万円くらいであります。②加入者数については5,221人であると回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第65号 平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、保険事業歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,136万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億736万8,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、前年度の調整金の国、県の決定により調整するとの説明がありました。委員より、介護認定者数はどのくらいかと質問がありました。執行部により、認定者数は1,222人でサービスの提供を受けている人は約8割くらいですと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 陳情第9号 「水痘、おたふく風邪ワクチンの早期・定期無料化を求める」国への意見書提出に関する陳情書について

本陳情は、大分市大字下郡1602の1、大分県保険医協会会長松山家久氏より提出されたものであります。

本陳情の要旨は、「水痘、おたふく風邪ワクチンの早期・定期無料化を求める」国への意見書提出を陳情するものであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 秦 時雄君。

○決算特別委員長（秦 時雄君） 決算特別委員会報告。

平成25年第5回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成24年度一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件について、9月17日執行部出席のもと審査した結果を報告します。

本決算特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く（議長はオブザーバー）全議員で審査に当

たりました。

書類審査に先立ち、グリーンビュー田中大規模改修工事、特防ECOライフセンター新築工事の現地調査を行いました。

各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

結果、本定例会で付託を受けました平成24年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件を原案のとおり全会一致で認定することに決し、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件を原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、各議案の主な審査の内容は次のとおりです。

1 議案第66号 平成24年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入の総額は90億9,404万5,000円、歳出の総額は84億4,158万7,000円、これを差し引いた形式収支は6億5,245万8,000円ですが、次年度への繰越充当財源3億2,233万5,000円を差し引いた実質収支は3億3,012万3,000円となっています。

実質収支3億3,012万3,000円が決算剰余金となりますが、法の定めにより2分の1を下らない金額の1億6,510万円を財政調整基金に積み立て、また残額の1億6,502万3,000円は次年度に繰り越しをして使用するものであります。

なお、歳入歳出額の概況等については、既に監査委員より報告を受けていますので、重複を避け省略いたします。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 法人税が減った要因は。

(答) 法人割と法人数が若干減っています。これは解散や倒産によるものです。

(問) 町営住宅の家賃滞納について、どのような取り組みを行っているのか。

(答) 家賃の未収入については催告書、督促状を発送し、また電話での催促やこちらから伺って家賃の収納に努めています。

(問) アライグマやアナグマ、鳥類などの捕獲に対して猟友会に奨励金を出しているのか。

(答) イノシシ、シカ以外の小動物については1頭、1羽につき1,000円の捕獲補助金を出しています。

(問) 有害鳥獣の捕獲は猟友会にお願いしなければならないのか。

(答) 基本的に、捕獲する場合、狩猟免許が必要で、捕獲員の方が捕獲することになっています。

(問) おおいた竹林再生事業補助金は、面積により補助金が出るのか。

(答) 面積に応じた単価です。

(問) 運動公園内の芝を植えている部分の雑草が非常に多いが、この管理について早目に手を打つ必要があると考えるが。

(答) 今までは、職員が年3回から4回刈っていましたが、今回はシルバー人材センターにお願いしました。今後は雑草が茂らないよう施設管理を行っていきます。

(問) 財政調整基金の適正額について。

(答) 一般的には、標準財政規模の10%から15%が適正と言われていたところもありますが、現在言われることはありません。平成23年度決算において県と他町を調べたところ、九重町は26.2%、日出町は17.5%となっており、県は4%となっています。玖珠町は34.2%となっていますが、全国的には70%以上の団体もあり、基金積立額による地方交付税の削減等は一切ありません。

(問) これまで職員数の適正化計画に目標を掲げて進めてきたが、現在の職員数と職員の増減について伺いたい。

(答) 特別会計の職員を含んだ職員数では、平成15年4月1日現在は219名であります。同じく平成25年4月1日現在では188名となり31名の削減となっています。平成25年4月1日現在の普通会計に属する職員は167名、特別会計に属する職員が21名と行政事務組合の派遣職員が3名で、合計191名となります。平成25年度の目標値は160名となっていますが、国や県からの権限移譲の事務量の増加や職員の年齢構成上の問題から、少し限界が見える部分もあります。その計画の見直しについては現在検討中であります。

(問) 河川敷トイレについて、完成しつつあるが、当初の計画より規模が小さくなった理由について伺う。

(答) 基本的には、河川敷のジョギングコース利用者の利便性を図るということでトイレの規模が縮小され、男性用大1、小1、女性用大1、多目的用トイレ1となりました。

## 2 議案第67号 平成24年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

この事業は昭和48年度から昭和53年度までの6年間にわたり、貸付事業を実施したものであります。貸付件数は178件で5億2,317万3,359円、利子を含むです。平成24年度末の未償還件数は120件、3億61万3,263円、利子を含むが未償還金額です。歳入は65万6,622円であり、基金へ積み立てます。平成24年度末現在の基金は956万7,161円であります。

回収状況の現状等を聞き、今後も引き続き回収に努めるよう要請しました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 国・県の対応がなされると聞いたが、その後の動きはあったのか。

(答) 毎年、県に償還状況についての報告を行っていますが、その中で全体的によい方向がないのかと、こちらのほうから問い合わせを行っていますが、特に何もありません。

## 3 議案第68号 平成24年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

北山田簡易水道の歳入総額は3,396万8,522円であり、歳出総額は3,232万1,164円であります。前年度対比で歳入、歳出とも減となっていますが、歳入において一般会計繰入金5,629万4,000円の減、加入申込金の分担金25万円の減が主なものです。歳出については地方債元金償還金の1,563万4,000円の減、委託料の675万3,000円の減、一般職員給料の384万3,000円の減が主なものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 地方債元金償還金について、これまでのトータルで幾ら支払っているのか。

(答) 過去5年分について報告します。平成20年度から平成24年度までの元金償還額が6,927万2,629円、利息償還分が754万8,780円、元金、利息を合わせて償還済額が7,682万1,409円となっています。

4 議案第69号 平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は23億2,575万1,000円で前年度に比べ8,072万4,000円の増となっています。

歳出総額は23億1,901万6,000円で前年度に比べ7,696万1,000円の増となっています。

平成24年度の国保加入世帯は年間平均2,839世帯(総世帯42.0%)で前年度に比べ39世帯減少(前年比1.4%減少)し、被保険者数の年間平均は5,221人で、前年度に比べ127人の減少(同2.4%減少)しています。

歳入の主たる保険税収入は4億8,601万2,000円で、前年度に比べて1,038万5,000円減少しています。大幅に増加した前期高齢者交付金は10万2,444円増加しました。

歳出については保険給付費が15億8,753万4,000円で、前年度に比べ6,905万4,000円増加しており、これは歳出全体の増加分7,696万1,000円の90%を占めています。

実質収支について、平成24年度は376万3,000円の黒字、次年度繰越金を計上していますが、歳入の中には前年度からの繰越金297万2,000円と繰入金の中に基金繰入金2,387万9,000円が含まれていますので、単年度収支では赤字になっています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 現在の基金残高は幾らか。

(答) 年度末の基金残高は6,628万1,013円であります。これは基金が枯渇する状況にあります。ただ制度において不透明な部分があり、今後、国保運営協議会等に諮問し、意見を聞いていきます。

(問) いずれは国保税の値上げ、あるいは一般会計からの繰り入れを考えているのか。

(答) その件については、まだ正式な議論を行っていません。

(問) 保険税の減の要因について。

(答) 退職された方については、前年度所得に対し軽減措置を受けた人々が数多くふえたことにより、当初予定金額に到達できなかったことが主な要因です。

5 議案第70号 平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

保険事業会計の歳入総額は20億1,175万3,715円で歳出総額が19億4,512万8,162円となり、歳入歳出差引残額6,662万5,553円が平成25年度繰り越しとなります。

歳出の主たる介護給付費の額は17億8,734万1,579円(月平均約1億4,895万円)となり、昨年度に比べ6,898万8,687円(約4.0%)の増加となっています。

また、平成18年度より創設された地域包括支援センター事業に伴う介護サービス事業勘定は、平成24年度から同センターを玖珠町社会福祉協議会へ委託したことに伴い、清算のための最終年度となりました。歳出総額が530万8,166円で、その主な内訳は介護予防サービス事業の15万9,120円と平成21年3月に創設した介護サービス事業基金への積立金の514万9,046円であります。清算のため剰余金を

全て基金に積み立てることにより、歳入歳出差引残額はゼロ円としています。

介護サービス事業基金の現在高は1,021万5,303円となり、今後、地域包括支援センターの整備等で活用する計画としています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 玖珠郡内の介護施設の数について

(答) 介護老人福祉施設3カ所、介護老人保健施設2カ所、介護医療型医療施設1カ所、認知症対応型共同生活介護施設3カ所、地域密着型介護老人福祉施設1カ所、平成24年度は以上の施設において介護認定を受けた方が使用しています。

6 議案第71号 平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

歳入総額は2億94万9,000円で、前年度に比べて806万7,000円の増となっています。歳出総額は2億1,000円で、前年度に比べ793万4,000円の増となり、歳出残額は94万8,000円が平成25年度の繰り越しとなります。平成20年度から75歳以上の高齢者に係る医療保険制度は他の医療保険から独立した後期高齢者医療保険制度として施行されました。後期高齢者医療特別会計は、保険料収入の受け入れと国庫及び県からの交付金等の一般会計からの繰り入れ及びそれら歳入の広域連合への繰り出しを中心とした会計となっています。

事業の運営は、大分県下市町村が加盟する大分県後期高齢者医療広域連合が行っております。

特に質疑はありませんでした。

7 議案第72号 平成24年度玖珠町水道事業会計決算の認定について

事業収益は1億5,397万3,118円で、前年度に比べ500万9,397円の減となっています。事業費用は1億4,299万4,987円となり、前年度に比べ198万5,585円の増となりました。事業収益、事業費用の差し引きでは1,097万8,131円の利益となりますが、税抜き決算額では収支の差し引きにおいて、当年度純利益は1,035万6,806円となりました。また、平成24年度末における給水人口は8,682人、給水戸数は3,682戸であり、前年度との比較では給水人口36人の減、給水戸数は27戸減少しています。住宅地の開発に伴う核家族化が進んでいるものの、行政区域内人口減少が影響しているようです。収益的収支で利益が発生しましたが、今後の健全経営の面から企業債償還予定額や消費税の動向等を勘案し、さらなる経営努力が必要と思われます。

特に質疑はありませんでした。

8 議案第73号 平成24年度玖珠町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成24年度玖珠町水道事業会計未処分利益剰余金1,108万4,191円のうち200万円を減債積立金に、850万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越すことによって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

特に質疑はありませんでした。

以上、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件7件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決案件1件について審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議長（高田修治君） 日程第2、これより討論を行います。

お諮りします。

議案第56号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は討論を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第57号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第58号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第59号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第60号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

- 議 長（高田修治君） 議案第62号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第63号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第64号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第65号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第66号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）

- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第71号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第72号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 議案第73号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（な し）
- 議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（な し）

### 日程第3 採決

- 議 長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。  
最初に、議案第56号、玖珠町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。  
よって、議案第56号については、同意することに決しました。  
次に、議案第57号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。  
議案第57号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。  
よって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第58号、玖珠町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。  
議案第58号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案第59号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、町道路線の認定についてであります。

議案第60号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号は、平成25年度玖珠町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

議案第62号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号から議案第65号までの3議案は、平成25年度特別会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号から65号までの3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第63号から議案第65号までの3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号は、平成24年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議案第66号について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号から議案第72号までの6議案は、平成24年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の決算認定案件であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第72号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第67号から議案第72号までの6議案については、いずれも委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第67号から議案第72号までの6議案については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第73号、平成24年度玖珠町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

議案第73号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（その1）について意見を求めます。

お諮りします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（その1）について、佐藤みち子君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、佐藤みち子君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（その2）について意見を求めます。

お諮りします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（その2）について、山本紀子君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、山本紀子

君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（その3）について意見を求めます。

お諮りします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（その3）について、池田絹子君を適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、池田絹子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情3件について採決を行います。

ここで、陳情第7号については、地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので、副議長と交代いたします。

○副議長（宿利俊行君） 議長を交代いたしました。

地方自治法第117条の規定により、高田修治君の退席を求めます。

採決に入ります。

陳情第7号、養護老人ホーム「亀鶴苑」の建て替えに伴う陳情です。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（宿利俊行君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第7号は採択とすることに決しました。

高田修治君の入場を許します。

議長を交代します。

○議長（高田修治君） 議長を交代いたしました。

次に、陳情第8号、唐杉自治区集落内道路の町道編入に伴う陳情であります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第8号は採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号、「水痘、おたふく風邪ワクチンの早期・定期無料化を求める」国への意見書提出に関する陳情であります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第9号は採択とすることに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より12月定例会まで別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても議会運営委員会及び各特別委員会の所管事務及び目下、委員会において審査中の事件について継続審査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会、中学校統合調査検討特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中においても所管事務について継続審査することに決定いたしました。

#### 日程第6 議員発議

##### ・意見書（案）の提出について

○議長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第4号から第7号の4件が提出されております。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第4号、「水痘、おたふく風邪ワクチン」の定期接種並びに無料化を求める意見書

(案) について、提出者の説明を求めます。

提出者、8番河野博文君。

○8番(河野博文君)

発議第4号

平成25年9月26日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者	玖珠町議会議員	河野博文
賛成者	々	宿利忠明
	々	大谷徹子
	々	秦時雄
	々	宿利俊行

「水痘、おたふく風邪ワクチン」の定期接種並びに無料化を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「水痘、おたふく風邪ワクチン」の定期接種並びに無料化を求める意見書(案)

厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会では、これまで7ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎)の定期接種化の必要性について議論してきており、平成24年5月の同予防接種部会において取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」では、「医学的・科学的観点からは、7ワクチンについて、広く接種を促進していくことが望ましい」と提言されたところである。

一方世間では、体力が十分に供わっていない子供を中心に、ひとりでも多くの国民を未然に病気の感染から守るために、地域間格差なく、希望するすべての国民がワクチン接種を受けられる体制作りが求められている。

「水痘」は、水痘帯状疱疹ウィルスによって引き起こされる発疹を伴う急性の伝染性疾患である。毎年、約100万人(世界)の患者が発生していると推定され、そのほとんどは9歳以下である。空気感染し、強い伝染力を持ち、家庭内の接種では90%は発症してしまうとされている。

また、「おたふく風邪」は、「ムンプスウィルス」によって引き起こされる、耳下腺の腫脹を特徴とする伝染病疾患である。数年おきに流行がみられ、近年では患者数の多かった2005年に135万6千人(世界)の患者が発生したと推計されている。合併症として無菌性髄膜炎の他、脳炎、難聴、精巣炎などが上げられている。

国及び政府においては、取り急ぎ「水痘」「おたふく風邪」の二つの疾患予防に係るワクチンの定期無料化を図り、日本の未来を担う子供たちが安心して予防接種を受けられる措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

大分県玖珠町議会議長 高田 修 治

衆議院議長 伊吹文明殿  
参議院議長 山崎正昭殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
財務大臣 麻生太郎殿  
厚生労働大臣 田村憲久殿  
以上です。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。  
15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番繁田です。大変、ワクチンの定期接種ということで、無料化を求める意見書ということでいいことだと思いますが、さきに子宮頸がんで大変後遺症が残ってという問題が起きました。これを、意見書を出してくださいと言ったもとはまずどこであるかと、それから安全性についてはどういうふうになっているのかというのをもう一回お尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 提出者、河野博文君。

○8番（河野博文君） 先ほどの陳情書の中で、提出者のお名前は申し上げたと思います。

先ほど申しましたけれど、大分市大字下郡1602の1、大分県保険医協会会長、松山家久氏で、ここに持ってこられたのは、玖珠町の是永歯科医院院長でございます。

それから、もう一件につきましては、委員会においてはその件についての話はしておりませんでしたので、先ほどの内容のとおりでございます。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

3番石井龍文君。

○3番（石井龍文君） 中段の水痘はというところから4行目です。空気感染し、強い感染力を持ち、家庭内の接種では90%は発症、この部分が多分ちょっと文面が違うかなと思いますが、家庭内の接触でということではないかと。

○8番（河野博文君） 文章の誤りです。接触です。

○議長（高田修治君） ありがとうございます。ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号「水痘、おたふく風邪ワクチン」の定期接種並びに無料化を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第4号について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

次に、発議第5号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、6番尾方嗣男君。

○6番（尾方嗣男君）

発議第5号

平成25年9月26日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者 玖珠町議会議員 尾方 嗣 男

賛成者 々 松本 義 臣

々 々 宿利 忠 明

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

上記を踏まえ、記。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税込の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

大分県玖珠町議会議長 高田 修治

内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
農林水産大臣	林芳正殿
環境大臣	石原伸晃殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿

以上であります。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありました。これについては質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（高田修治君） なしと認めます。  
これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。  
（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。  
（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。  
これより採決を行います。

発議第5号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高田修治君) 挙手全員です。

よって、本意見書(案)は可決されました。

次に、発議第6号、道州制導入に断固反対する意見書(案)について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番菅原一君。

○7番(菅原一君)

発議第6号

平成25年9月26日

玖珠町議会

議長 高田修治殿

提出者	玖珠町議会議員	菅原一
賛成者	々	石井龍文
	々	中川英則
	々	清藤一憲
	々	片山博雅

道州制導入に断固反対する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありき

の内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々玖珠町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

大分県玖珠町議会議長 高田 修治

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正昭殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

総務大臣 新藤義孝殿

以上であります。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 委員会の中で、私たちの認識では、この道州制については現在の47都道府県を全国10程度の道または州に再編するというので、その結果、国の形は国、道州、基礎自治体、市町村の3層構造となると。要するに、道州を地方政府と位置づけるということであるということでございます。そのために、中央政府、国と道州との役割分担の明確化が重要になる。国は外交、防衛、通貨管理、司法などで、国でなければできないことを、できない仕事を担う。道州は、自治立法権、そして自治行政権、自治財政権を駆使して行使して住民サービスと地域活性化を主体的に実施できるだけの地域主権を持つ。こういうふうに私たちの頭の中、そういうふうに考えております。

今回、この道州制推進基本法という形でこれを提出するというのでございますけれども、その私たちが伺っているのは、この道州制の基本法案の中身について、この道州制の制度の設計を議論する場と手続を定める法律であって、道州制の導入そのものを定めるものではないと、こういうふうに私たちは理解をしているわけでございますけれども、そういう中で、委員会の中でそういうご意見は出

たかどうか。

○議 長（高田修治君） 提案者。

○7 番（菅原 一君） これは委員会に付託されたものではなくて、全員協議会の中で、総務委員会の中から発議をするというようなことで、全議員さんの中での申し合わせにより発議というような形をとっております。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） ちょっと申しわけございません。全員協議会の中で、今はっきりと思い出しました。私はそういう立場というか、こういう中で道州制の制度設計を議論する場と手続を定める法律として、その道州制の導入そのものを定めるものではないと、こういうふうに私たちは把握していたように思います。ちょっとこれは討論の場で言えばよかったですけども、あべこべになりましたけれども、そういう私は立場をとっております。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第 6 号、道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議 長（高田修治君） 挙手多数です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

次に、発議第 7 号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君）

発議第 7 号

平成25年 9 月26日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	中 川 英 則
賛成者	々	石 井 龍 文
	々	宿 利 忠 明
	々	繁 田 弘 司

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書（案）

この意見書案の「原発事故子ども・被災者支援法」の正式名称は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活等に関する施策の推進に関する法律」であります。この法律は平成24年6月21日に超党派の議員より提案され、衆議院本会議によって全会一致で可決成立しております。

しかし、この法律に基づいて実施する施策、基本方針が策定されていません。そのことで予算措置も講じられていない状況であります。よって、地方自治法第99条の規定に基づいて、下記内容の項目が早期に実現できますように、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）、復興大臣へ提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○議 長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第7号、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書

(案)の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

ここで、議案第56号で玖珠町教育委員会委員に再任されました宿利歌子さんのご挨拶を受けたいと思います。

しばらくお待ちください。

宿利歌子さんにご挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員（宿利歌子君） ただいまご紹介にあずかりました八幡小中学校区太田に住んでおります宿利と申します。現在高校2年になる息子がおります。

初めに、教育行政に疎かった私が、皆様方のおかげで多くのことを学ばせていただき、一期4年を務めさせていただきましたことをこの場をおかりしてお礼申し上げます。皆様方もご存じのとおり、教育行政は多くの課題を抱えております。教育基本法にもありますように、教育はよりよき社会人となる人をつくる、育てるといふこと、このために私は私に課せられました責任を認識し、法令に照らしながら玖珠町の子どもたちのために努力してまいりたいと思います。また、そのために本議会議員の皆様方のご支援、ご理解をお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶といたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高田修治君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成25年第5回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月6日から本日26日までの21日間の日程でありました。

上程いたしました平成24年度歳入歳出決算の認定案件7件、補正予算案件4件など計18議案、追加議案といたしまして契約案件1件の合計19議案と諮問案件3件並びに報告案件2件につきまして、議員各位の活発なご議論と慎重なるご審議を賜り、いずれの案件もご承認をいただきました。誠にありがとうございます。

また、審議におきましては、本町が抱えておりますさまざまな重要課題につきまして多くのご意見をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

議会開催中にも、全国的に台風による大きな被害の報道がされました。幸いにも、九州には大きな影響もなく、秋の収穫の取り入れが進んでおります。しかしながら、今年は夏の猛暑の影響からか、例年よりお米の収穫量が少ないという声が聞かれ、大変危惧しているところでございます。

さて、この議会中におきまして、豊肥地区を中心に第66回県民体育大会が開催されました。玖珠郡チームは39種目の競技に、総勢497名の選手団を送り込みました。大会で大活躍された競技をご紹介しますと、銃剣道団体優勝、個人短剣道の部で優勝、綱引き男女混合ライト級優勝、陸上競技男子50歳以上・男子50歳未満1,500メートル優勝など好成績を上げています。また、議員ソフトボールにおきましては、優勝した宇佐市と事実上の優勝戦を思わせる大接戦を展開していただきました。選手、そして活躍された皆さんには大変お疲れさまでございました。

総合順位は14位でした。いよいよ来年、第67回の県体は久大地区（日田・玖珠）を会場に開催されます。玖珠町でも今年度完成する玖珠町総合運動公園等で多くの競技が予定されることとなります。ぜひ1年後に向けて各種目で強化を図っていただき、地元チームの大活躍を期待するところでございます。

早いもので、本年度も上半期を終わり、下半期に入ろうとしております。これから下半期の当初計画どおり事業執行を本格的に進めてまいります。あわせて来年度に向けた取り組みといたしまして、政策事業3カ年の策定、26年度当初予算の編成に向けて各課との協議を行うことになっております。

さて、いよいよ10月よりJR九州の豪華寝台列車「ななつ星in九州」の運行が始まります。クルーズトレイン3泊4日の第1号は、博多を10月15日の火曜日に出発し、豊後森駅には10月18日金曜日の15時16分に到着し、5分の停車で旅立ちます。

ここに至るまでには、JR九州のご理解と町議会議員を初めとする多くの町民のご支援のたまものと厚くお礼申し上げる次第でございます。

列車は週3回、火曜日、金曜日、日曜日に豊後森駅に停車し、期間は来年3月までの運行予定となっております。町では、お迎えするおもてなしといたしまして、森駅前広場での山路踊りを初めとする歓迎イベントやななつ星列車運行記念元気創出商品券の発行等を計画しております。

また、住民の方々のご協力をいただき、機関庫から森駅舎までのコスモスの栽培や沿線での伐株山をバックにした水田に菜の花でのおもてなし等を計画していただいているところでございます。ぜひこの機会を絶好のまちづくりの機会と捉え、取り組んでいきたいと思っています。

また、残念な報告でございますが、今日の新聞、昨日ちょっとファクスありましたが、ホークスの2軍、3軍の新本拠地の件でございますけれども、新聞報道されていましたが、残念ながら落選いたしました。その詳細につきまして、明日ホークスの執行役員の方が来られますから、またいろいろお話を聞かせていただきたいと思います。提案書をいろいろつくりましたが、これはまた今後、企業誘致に生かしていきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、秋とはいえども日中の暑さはまだまだ厳しいものがあります。議員各位におかれましては引き続き健康には十分にご留意の上、町政の発展のためご活躍されますようご祈念申し

上げまして、平成25年第5回玖珠町議会定例会の閉会に当たっての挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成25年第5回定例会は、去る9月6日開会以来、本日まで21日間にわたり、議員各位はもとより執行部におきましても終始極めて真剣なご審議をいただき、誠にありがとうございました。いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

さて、実りの秋を迎え、稲刈りを初め農作物の収穫作業で農家は大変多忙を極めております。今年には幸いにして大きな災害が発生しておりませんが、まだ台風が心配なところでもございます。このまま平穩に収穫でき、豊作でありますよう願うところであります。

また、10月には町民体育大会を初めとするスポーツ行事や芸術・文化行事が展開されます。多くの町民の方々に参加をいただき、明日の生きる活力を町民皆様とともに育みたいと思います。

議員、執行部各位には、くれぐれも健康に留意し、それぞれの場においてご活躍されますことを祈念するものであります。

これもちまして、平成25年第5回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月26日

玖珠町議会議長 高田修治

玖珠町議会副議長 宿利俊行

署名議員 菅原一

署名議員 松本義臣